



## 1. 《脱退一時金制度の見直し》令和3年4月1日施行

技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

出入国管理及び難民認定法の改正により「特定技能」制度が創設され、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年に伸びたこと等を踏まえ、脱退一時金の支給上限年数が、現行の3年（36月）から5年（60月）に引き上げられました。表やイメージ図を用いて分かりやすく説明しています。脱退一時金について、ご相談があればお気軽にご連絡ください。

### 《国民年金脱退一時金》改正後の算出方法

支給額 = 基準月の国民年金保険料額 × 1/2 × 保険料納付済期間等の月数（※）に応じた数

※基準月とは、保険料を納めた月で、直近の月のことをいいます。

#### 最終月が2021年（令和3年）4月以降の場合

| 被保険者であった期間 | 支給額計算に用いる数（※） | 支給額      |
|------------|---------------|----------|
| 6月以上12月未満  | 6             | 49,830円  |
| 12月以上18月未満 | 12            | 99,660円  |
| 18月以上24月未満 | 18            | 149,490円 |
| 24月以上30月未満 | 24            | 199,320円 |
| 30月以上36月未満 | 30            | 249,150円 |
| 36月以上42月未満 | 36            | 298,980円 |
| 42月以上48月未満 | 42            | 348,810円 |
| 48月以上54月未満 | 48            | 398,640円 |
| 54月以上60月未満 | 54            | 448,470円 |
| 60月以上      | 60            | 498,300円 |

#### 2021年3月以前に基準月を有する場合の支給額

基準月の属する年度の国民年金保険料額及び保険料納付済期間等の月数に応じた支給額は下記の表の通りになります。

| 対象月数       | 支給額   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
|            | 2020年4月から<br>2021年3月迄の間<br>に保険料納付期間を<br>有する場合の支給額 | 2019年4月から<br>2020年3月迄の間<br>に保険料納付期間を<br>有する場合の支給額 | 2018年4月から<br>2019年3月迄の間<br>に保険料納付期間を<br>有する場合の支給額 | 2017年4月から<br>2018年3月迄の間<br>に保険料納付期間を<br>有する場合の支給額 | 2016年4月から<br>2017年3月迄の間<br>に保険料納付期間を<br>有する場合の支給額 |
| 6月以上12月未満  | 49,620円   | 49,230円   | 49,020円   | 49,470円   | 48,780円   |
| 12月以上18月未満 | 99,240円   | 98,460円   | 98,040円   | 98,940円   | 97,560円   |
| 18月以上24月未満 | 148,860円  | 147,690円  | 147,060円  | 148,410円  | 146,340円  |

|            |          |          |          |          |          |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 24月以上30月未満 | 198,480円 | 196,920円 | 196,080円 | 197,880円 | 195,120円 |
| 30月以上36月未満 | 248,100円 | 246,150円 | 245,100円 | 247,350円 | 243,900円 |
| 36月以上      | 297,720円 | 295,380円 | 294,120円 | 296,820円 | 292,680円 |

《厚生年金脱退一時金》改正後の算出方法（計算式に変更無し）

支給額 = 被保険者であった期間の平均標準報酬額 × 支給率（※）

<例> 平均標準報酬額180,000円、被保険者期間60月の場合、支給額 = 180,000 × 5.5 = 990,000円となります。

※支給率 最終月の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合は、前々年10月の保険料率 × 1 / 2 × 被保険者期間の区分に応じた数）

※最終月とは、最後に被保険者の資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月のことをいいます。

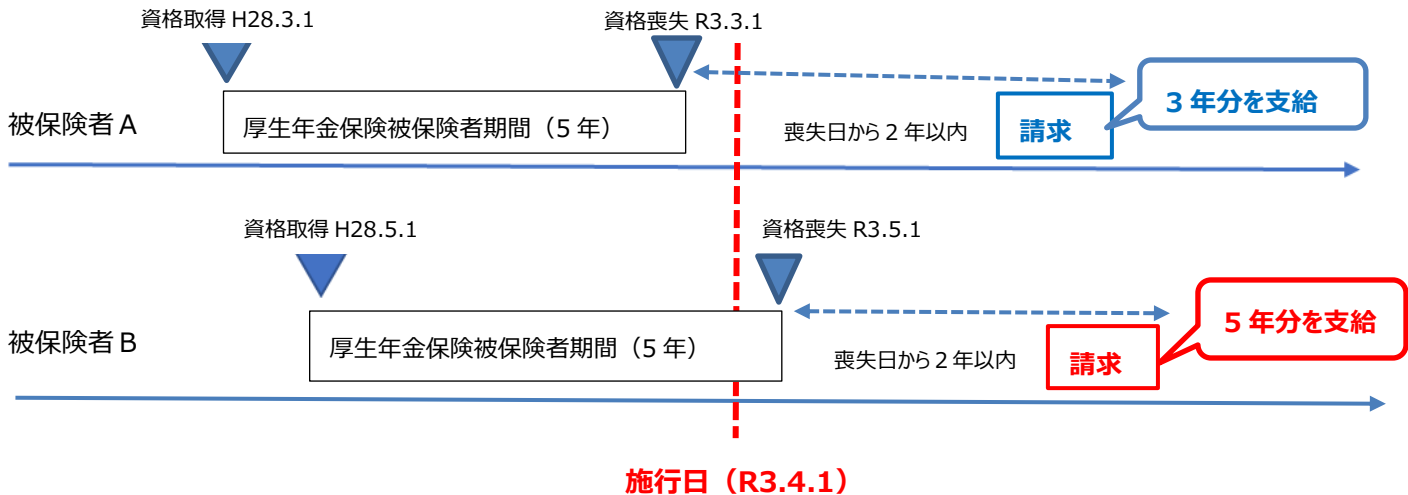
**最終月が2021年（令和3年）4月以降の場合**

| 被保険者であった期間 | 支給額計算に用いる数 | 支給率※ |
|------------|------------|------|
| 6月以上12月未満  | 6          | 0.5  |
| 12月以上18月未満 | 12         | 1.1  |
| 18月以上24月未満 | 18         | 1.6  |
| 24月以上30月未満 | 24         | 2.2  |
| 30月以上36月未満 | 30         | 2.7  |
| 36月以上42月未満 | 36         | 3.3  |
| 42月以上48月未満 | 42         | 3.8  |
| 48月以上54月未満 | 48         | 4.4  |
| 54月以上60月未満 | 54         | 4.9  |
| 60月以上      | 60         | 5.5  |

**最終月が2017年（平成29年）9月から2021年（令和3年）3月の場合**

| 被保険者であった期間 | 支給額計算に用いる数 | 支給率※ |
|------------|------------|------|
| 6月以上12月未満  | 6          | 0.5  |
| 12月以上18月未満 | 12         | 1.1  |
| 18月以上24月未満 | 18         | 1.6  |
| 24月以上30月未満 | 24         | 2.2  |
| 30月以上36月未満 | 30         | 2.7  |
| 36月以上      | 36         | 3.3  |

## 《イメージ》



日本年金機構のホームページにて「脱退一時金に関する手続きをおこなうとき」を検索すると英語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語をはじめ14か国語の翻訳版があります。

## 2. コラム：ミャンマーへの貢献

ミャンマーにおいては、クーデターで政権を奪ったミャンマー軍が統治の既成事実化を進めている中で、社会の混乱は悪化の一途をたどっています。このような状況をミャンマー人実習生のみならず、実習生と接しておられる皆様も深く憂慮されていることと思います。

私（横山佳孝）が属している NPO 法人 PEACE は主に日本在住のミャンマー人から構成されていますが、これまでもミャンマーにおいて飲料水供給のための井戸採掘やこども達への教育支援として教室建設、教材提供等の支援を行ってきました。今回の危機では、人々の生活は困窮し物資の不足が顕著になっており、特に不足しているとされる水、食料、シェルター、衛生用品、医薬品等をいかに早く現地に届けるかが重要な課題となっています。そして、日本政府からミャンマー政府（国軍）への政府間の直接的な支援ができない中で NGO の果たす役割が従来にもまして重要となっています。

幸いミャンマーに深い造詣と共感を抱く国会議員の先生方からも強い援護をいただいております。広範な関係者が定期的に集まり、どのスキームが使えて、どうしたら効率的な支援ができるのか検討を進めています。ミャンマー各地で活動している NGO とのネットワーク確立、ミャンマー周辺国 NGO からの支援の可能性等を含め検討すべきこと、やるべきことは沢山ありますが、苦しんでいるミャンマーの人々に微力ながらも貢献できたらと考えています。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>